

国の留保からの配分等について

令和 8 年 3 月
水 産 庁

1 現行制度の概要

令和 7 管理年度において、するめいかの漁獲可能量及びその配分の変更のうち、以下に掲げるものについては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、各管理年度の開始前に水産政策審議会の了承を得ておき、事後報告で対応する運用としている。

- (1) 資源管理基本方針別紙 2 に定めた方法（いわゆる「75%ルール」）に則り行う、国の留保からの配分に伴う数量の変更
- (2) 特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（令和 2 年 12 月 1 日付水産庁資源管理部長通知、令和 7 年 10 月 22 日最終改正。）に則り、都道府県間、大臣管理区分と都道府県との間又は大臣管理区分間で行う融通に伴う数量の変更

2 数量変更の内容

前回報告を行った第 143 回資源管理分科会（令和 8 年 2 月 20 日開催）以降、上記 1（2）に該当する数量の変更を行ったので報告する。

するめいか（令和 7 管理年度）

年月日	管理区分等	変更前数量 (トン)	変更後数量 (トン)	増減 (トン)
令和 8 年 3 月 9 日	北海道	4,547	4,447	-100
	鳥取県	96	196	100

(以 上)